

## 答 申

### 第1 審査会の結論

高知市教育委員会が、「平成27年度高知市立春野公民館他春野地区全分館運営委託契約の委託料(258,000円)にかかる収支決算書」の公開請求に対し、弘岡上分館、弘岡中分館、仁ノ分館、甲殿分館、秋山分館、諸木分館及び南ヶ丘分館(以下「弘岡上他6分館」という。)の各分館に係る収支決算書について不存在としたことは妥当である。また、弘岡下分館、新川分館、森山分館、西畑分館、西分分館、芳原分館、内ノ谷分館及び平和分館(以下「弘岡下他7分館」という。)の各分館に係る収支決算書について別表に掲げる部分以外の部分を非公開とした判断は妥当であるが、別表に掲げる部分については公開すべきである。

### 第2 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成29年5月25日付けで高知市行政情報公開条例(平成12年条例第68号。以下「条例」という。)に基づき行った「平成27年度高知市立春野公民館他春野地区全分館運営委託契約の委託料(258,000円)にかかる収支決算書」(以下「本件行政情報」という。)の公開請求に対し、高知市教育委員会(以下「処分庁」という。)が平成29年6月8日付けで行った非公開決定(以下「本件非公開決定」という。)の取消しを求めるというものである。

### 第3 処分庁の決定理由等

処分庁が、決定理由説明書、意見陳述及び当審査会からの質問に対する回答において主張している本件非公開決定理由等の主な内容は、以下のとおりである。

#### 1 非公開決定とした理由について

- (1) 本件行政情報は、平成27年度に15分館の各運営委員長に対して任意で提出をお願いしたが、春野地区の分館のうち、弘岡上他6分館については未提出のため取得しておらず、文書不存在による非公開決定の処分を行った。
- (2) 弘岡下他7分館については、収支決算書は存在するが、当該団体との信頼関係を損なうおそれがあるため、条例第9条第8号に該当するとして、非公開決定の処分を行った。

本件行政情報は、分館運営事務委託契約書や法令等に基づく義務的な提出によって取得したものではなく、分館運営事務の委託先である各分館運営委員会の協力によって任意に提出された内部管理情報に該当する。

また、本件行政情報である収支決算書を作成した分館運営委員会は、各分館の運営事務だけでなく、地域住民の健康と福祉の増進等、地域に根ざした幅広い役割を担っている。そういった役割を担っている分館運営委員会の収支決算書には、各種事業を円滑に推進するためにこれまでに築き上げた運営ノウハウが詰まっていると思われる。このような決算書を承諾を得ないで公開すれば、今後の各種事業の縮小や中止など、運営委員会や地域等に不利益が生ずるおそれがあり、そのリスクを承

知の上で本庁が収支決算書を公開することは、本庁と運営委員会との信頼関係を著しく損ねることに繋がると考えている。

- (3) 審査請求人は、春野公民館の職員が運営委託料の使途につき「草引き」と受け答えできたのは収支決算書を見たからであると主張しているが、当該職員は、本庁が作成した各分館の運営事務委託料の積算基礎に含まれる項目について返答したものであり、弘岡上分館の収支決算書を閲覧して答えてはいない。

また、審査請求人が「収支決算書」の閲覧を申し入れたとしているが、正しくは「委託料に対する報告書的なもの」という表現で申し入れたため、職員が委託料に対する報告書的な書類を探そうとした一連の出来事であり、弘岡上分館の収支決算書は取得・保有していない。

- (4) 運営事務委託業務の履行確認は、業務完了報告書により行っており、分館貸出業務については、分館長から随時に提出される月別分館利用状況表、高知市立公民館使用願等で確認している。また、管理業務等については、職員が各分館を定期的に巡回・目視することや分館長等からの聞き取り等で委託業務の執行を確認しており、適正な委託業務を確認するには、収支決算書は必要不可欠な書類ではない。

また、各運営委員会委員長は、本庁に対して収支決算書の報告義務はなく、本庁が各運営委員会の協力によって取得した収支決算書は、任意に提出された情報に該当する。

## 2 当審査会からの質問に対する回答について

- (1) 運営委員会は、高知市と春野町の合併後、平成20年度に公民館の分館運営事務を委託するに当たり、地域住民で組織された任意団体である。その組織は、地縁団体である町内会、自治会のような役割を兼ねているところもある。
- (2) 運営委員会委員長からの推薦に基づき、教育委員会が分館長を委嘱している。分館長については、運営委員会の委員であること等の条件はないが、鍵の管理等もあり、地域住民の方が推薦されている。
- (3) 分館の収支決算書は、分館運営事務委託契約書第8条の規定に基づいて提出を依頼したものではなく、口頭で参考までに提出を求めたものである。そのため、任意で提供を受けたものと認識している。

- (4) 平成28年1月に開催した分館長会において収支決算書の提出を求めたが、提出期限は設定しておらず、決裁により意思決定を行ったものでもないため、後追いはしておらず、提出をしなくていいという連絡や通知もしていない。

また、提出を求めた目的について、改めて当時の担当者に確認したところ、今後の委託料の積算について参考にするためということであった。

さらに、これまで収支決算書の提出を求めたこともない。

- (5) 分館運営委員会は任意団体であるため、収支決算書の内容の全てが内部管理情報であると考えられる。
- (6) 分館運営委員会には、分館を円滑に運営するための資金を調達するため、高知市からの委託料以外に、各種団体からの助成金や個人からの寄付金、各種行事を行った際の参加費や夏祭りの売上など、地域ごとに工夫をして収入を得ていると

ころや、地域での行事や慶弔に関するものに支出しているところがある。

- (7) 委託料は補助金とは異なり、その用途は委託業務に限定されるものではない。春野町の各分館の運営は、地域の協力・信頼なくしては、成り立たないものであるが、収支決算書を公開することにより、委託業務に係る支出を適正にしていなると地域住民の誤解や憶測を招き、各分館の運営委員会への信頼を失墜させ、分館が実施する各種事業への地域の協力が得られなくなるおそれがある。
- (8) 委託契約が適正に履行されているかの検査については、高知市契約規則第 52 条において「検査職員は、契約の適正な履行を確保するため、請負契約についての給付の完了の確認につき、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じ、当該契約に係る監督職員及び契約者の立会いを求め、当該給付の内容について検査を行わなければならない」と規定されている。

本件運営事務委託業務の履行については、仕様書で規定する分館利用状況報告等（月別分館利用状況及び高知市立公民館使用願）や、契約書第 11 条において規定する事務完了報告書（業務完了報告書）で主に確認をしているほか、契約書第 8 条に基づいて必要に応じて職員が各分館を定期的に巡回・目視することや分館長等からの聞き取り等で確認をしている。

また、本件委託契約の委託料については、契約書等にも収支決算書の提出について義務付けていないため、収支決算書がなくても支障がないと判断している。

#### 第 4 審査請求人の主張

審査請求人が、審査請求書、反論書及び意見陳述において主張している主な内容は、以下のとおりである。

##### 1 弘岡上分館の本件行政情報の不存決定について

- (1) 平成 29 年 4 月中旬に高知市立春野公民館を訪問した際、「弘岡上分館は運営委託費をいったい何に使っているのか」との質問に対して、春野公民館の職員が「弘岡上は草引きとかで出ている」と直ちに答えたが、このことは、弘岡上分館の収支決算書を見ての受け答えである。
- (2) また、数日後再び訪問し、弘岡上分館の収支決算書の閲覧を申し入れたところ、春野公民館の職員が「平成 27 年度分は提出してもらっている。ここにある。」と即座に答え、後ろの書棚から一冊の分厚いファイルを取り出そうとしたが、傍らにいた職員がそれを制止した。

以上から、少なくとも弘岡上分館の平成 27 年度運営委託料に係る収支決算書は存在しており、不存決定には承服できない。

##### 2 条例第 9 条第 8 号に基づく非公開決定について

- (1) 複数の分館関係者によれば、「平成 28 年 3 月頃、これまで一度も収支決算書の提出を求められなかったのに、どうしてこの度、27 年度分の収支決算書の提出を求められるのかと疑問に思った」と証言している。この証言から、「任意に団体から提供された情報」ではなく、委託契約書第 8 条に基づき処分庁が提出を求めたものと見るのが妥当である。収支決算書を「外部に見せないから提供してください」と約

束して提供してもらうことなど、契約上あってはならないことである。

- (2) 運営委託契約書に係る受託者に求めた業務が適正に執行されたか否かを検査するためには、収支決算書は必要不可欠な書類であり、処分庁が分館運営委員会委員長に対し収支決算書の提出を求めることは当然のことであり、処分庁の責務といえる。
- (3) 公民館活動の収支決算書は、受託者が公金を適正に執行したことを示す重要な証拠である。不適切な公金の取扱いがなければ、個人情報を除き、非公開にしなければならない理由はない。

以上のことから、「任意提供であり、公開することが提供者との信頼関係を著しく損なうと認めるに足りる合理的な理由」は存在しない。

## 第5 審査庁の裁決案

裁決案における審査庁の判断は、次のとおりである。

### 1 主文

本件処分に係る請求を棄却する。

### 2 判断

条例第5条は、「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し当該実施機関の保有する行政情報の公開を請求することができる」と定めているが、公開請求に係る行政情報の中に、個人に関する情報などの条例第9条各号に掲げる非公開情報に該当する情報が記録されている場合、公開請求に係る行政情報の全部又は一部を保有していない場合及び公開請求に係る行政情報の存否について応答を拒否する場合は、それぞれ理由を付記して行政情報の一部公開又は非公開を決定することとなる。そこで、本件処分の適法性及び妥当性について検討する。

本件行政情報に係る公開請求は、平成27年度高知市立春野公民館他春野地区全分館運営委託契約の委託料(258,000円)にかかる収支決算書の公開を求めているものであるが、処分庁においては、条例第7条第1項及び第9条第8号の規定に該当するものとして非公開決定を行っている。

当該行政情報のうち、春野地区の弘岡上他6分館の運営委託契約料に係る収支決算書については、審査庁が平成29年12月5日に春野公民館の事務所内にある委託契約書関係のファイルを確認したものの、請求のあった文書は存在しなかったことを確認している。また、審査請求人が職員に対し、「弘岡上分館の運営委託料の使途」について質問し、職員が「弘岡上分館は草引き等で支出している」と直ちに回答したことについて、運営事務委託業務の履行確認は、「業務完了報告書」により行っており、職員が各分館を定期的に巡回・目視し、分館長から聞き取り等で確認していることから、収支決算書は必要不可欠な書類とは認められない。収支決算書がなく即座に回答したとしても何ら不当な点はない。審査請求人が弘岡上分館の収支決算書の閲覧を申し入れ、職員が「平成27年度分は提出してもらっている。ここにある。」と即座に回答し、書棚からファイルを取り出そうとしたことについても、これが収支決算書が存在する証拠にはなり得ない。以上のことから、条例第7条第1項の規定に該当するものとするべきである。

また、委託契約書第8条は「随時に調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託事務の処理に関して必要な指示を与えることができるものとする。」とあり、このことから分館委員会委員長は従う義務がないことは明白であり、提出された8分館の収支決算書は、各委員会の協力によって任意に提出された内部管理情報に該当する。各分館に係る収支決算書は各種事業を円滑に推進するための築きあげたノウハウが詰まっているとは一概に言えないが、収支決算書を承諾なく公開すれば、全てとは限らないが少なくとも一部の運営委員会や地域等に不利益を生じるおそれがあることは想定される。以上のことから、条例第9条第8号の規定に該当するものとして非公開とすべきである。

## 第6 審査会の判断

### 1 本件行政情報について

高知市と春野町の合併後、平成20年度から処分庁は、高知市立春野公民館の15分館の運営事務を、分館ごとに地域住民で組織された任意団体である分館運営委員会に委託している。なお、分館長は、各分館運営委員会の委員長からの推薦に基づき、処分庁が委嘱している。

ところで、処分庁によれば、平成28年1月に開催された分館長会において、市の担当職員が口頭で今後の委託料の積算について参考にするために、運営委員会の平成27年度の収支決算書の提出を各分館長に求めたとのことである。本件行政情報は、この求めに応じて各分館運営委員会から提出された収支決算書である。

この収支決算書には、分館によって記載の内容に差異はあるものの、高知市からの委託料収入以外に、各種団体からの助成金や個人からの寄付金、各種行事を行った際の参加費や売上げなど、地域ごとに工夫して得た収入や地域での行事や慶弔に関するものについての支出などの記載がなされている。

処分庁は、春野公民館の15分館のうち、弘岡下他7分館に係る収支決算書を保有しているが、当該収支決算書の内容は条例第9条第8号に該当するとして、また、弘岡上他6分館に係る収支決算書については提出を受けておらず取得していないことから、文書不存在を理由として条例第7条第1項に該当するとして、いずれも非公開としているので、以下検討する。

### 2 本件行政情報のうち、弘岡下他7分館に係る本件行政情報の条例第9条第8号該当性について

#### (1) 条例第9条第8号について

条例第9条第8号は、「任意に個人又は法人等から実施機関に提供された情報であって、当該個人又は法人等の承諾を得ないで公開することにより、当該個人又は法人等との信頼関係を著しく損なうと認めるに足りる合理的な理由があるもの」については非公開とすることを定めている。

本号に該当し、非公開とするには、①任意に個人又は法人等から実施機関に提供された情報（以下「任意提供情報」という。）であること、及び②当該個人又は法人等の承諾を得ないで公開することにより、当該個人又は法人等との信頼関係を著

しく損なうと認めるに足りる合理的な理由がある情報（以下「信頼関係に基づく非公開情報」という。）であることの2つの要件を満たしている必要がある。

ア 「任意提供情報」とは、実施機関からの要請なくして、又は実施機関からの法的権限に基づかない要請に対して、個人又は法人等の協力によって任意に提供された情報をいう。ここでいう「実施機関からの法的権限に基づかない要請」とは、要請を受けた個人又は法人等が、その要請を拒否し得る場合を指し、この要請を拒否する余地がない場合は、該当しない。すなわち、法令等に基づいて個人又は法人等に提出義務がある場合は含まれない。

イ 「信頼関係に基づく非公開情報」とは、公にしないことが条件として明示されている場合（明示されている場合とは、(ア)調査事務等で要綱に公開しない旨を規定しているもの、(イ)契約書、調査票等書面中に目的外使用の禁止や秘密の厳守など非公開等に関する記載のあるもの、(ウ)その他情報提供を受けるとき提供者から明示の条件のあるものをいう。）又は特に公にしないことを条件として明示はしていないが、公にしないことが条件であることは客観的に明白である場合に該当し、公にしないことが条件とされているものと判断される情報をいう。

(2) 本件行政情報の条例第9条第8号該当性の判断について

ア 「任意提供情報」該当性について

処分庁は、分館の運営事務を委託するに当たり、各分館運営委員会の委員長と分館運営事務委託契約を締結しており、当該委託契約書第8条において、処分庁は「委託事務処理状況について、乙（分館運営委員会）に対して「随時に調査し、若しくは必要な報告を求め」ることができる旨を定めている。

本件では、市の担当職員が各分館長に対して行った収支決算書の提出依頼について、処分庁が委託契約書第8条の調査、報告等の規定に基づいて行った要請といえるかどうか問題となる。この点について、処分庁は、決定理由説明書において、各分館運営委員会の委員長は、処分庁に対して収支決算書の報告義務はなく、処分庁が各分館運営委員会の協力によって取得した収支決算書は、委託契約書第8条の規定に基づいて任意に提出された情報に該当すると主張していたが、当審査会からの質問に対する処分庁からの回答書においては、今回の収支決算書の提出は、当該委託契約書第8条の規定に基づかないものとして市の担当職員が口頭で参考までに提出を求めたものであり、処分庁において決裁により意思決定を行ったものではなく、そのため任意で提供を受けたものであると主張している。

また、本件運営事務委託事業の履行については、仕様書で規定する分館利用状況報告等（月別分館利用状況・高知市公民館使用願）や当該委託契約書第11条に規定する事務完了報告書（業務完了報告書）により主に確認しているほか、当該委託契約書第8条に基づいて必要に応じて職員が各分館を定期的に巡回・巡視することや分館長等からの聞き取り等で確認しており、収支決算書の提出がなくても支障はないと判断しているとも主張している。

これらのことから、処分庁が収支決算書を取得する必要はなく、また、処分庁としてこれを求める意思があったとはいえ、市の担当職員の単独の判断による

ものであるといえる。また、分館運営委員会に対して正式な通知等で求めたものではなく、分館長に対して口頭で参考までに提出を求めたものである。したがって、平成28年1月の収支決算書の提出依頼は、そもそも当該委託契約書第8条に基づくものではないとする処分庁の主張は不合理とまではいえない。

仮に処分庁から決裁行為を経た正式な要請があったとしても、処分庁への提出を分館運営委員会に義務付ける法令上の根拠は存在しない。また、委託契約書にも収支報告書の提出を定める明文の規定はないことや前述の委託契約書第8条の調査・報告の要請についても、受託先である各分館運営委員会の事業活動全般ではなく、委託事務処理状況に限定した契約上の権利であり、この委託契約書第8条に基づく要請があったとしても、それを拒否する余地のない提出義務があるとまでいえるかは疑問である。したがって、処分庁の要請は法的権限に基づく要請であるとまではいえない。

以上のことから、本件行政情報は、各分館運営委員会から任意に提供されたものであり、条例第9条第8号にいう「任意提供情報」であるといえることができる。

イ 「信頼関係に基づく非公開情報」該当性について

本件行政情報は、調査事務等で要綱に公開しない旨を規定しているものではなく、契約書、調査票等書面中に目的外使用の禁止、秘密の厳守など非公開に関して記載のあるものにも該当しない。また、情報提供を受けた際に提供者から公開しない旨の明示の条件があったかについての記録はない。これらのことから、公にしないことが条件として明示されている場合に該当する「信頼関係に基づく非公開情報」であるとはいえない。

そこで、「特に公にしないことを条件として明示はしていないが、公にしないことが条件であることは客観的に明白である場合」に該当するかについて検討する。

(ア) 条例第9条第3号に該当する部分について、同条第8号に該当するとして非公開とすることについて

処分庁によれば、分館運営委員会は、分館の公民館運営業務を受託する地域住民で組織された任意団体で、分館の活動においては、町内会や自治会のような役割を兼ね備えている団体もあるとのことである。そして、分館を円滑に運営するための資金を調達するため、前述したとおり、高知市からの委託料収入以外に各種団体からの助成金や個人からの寄付金、各種行事を行った際の参加費や売上げなど、地域ごとに工夫して収入を得ている団体や地域での行事や慶弔に関するものに支出している団体がある。また、委託料の使途についても、それぞれの分館運営委員会の判断に委ねられているとのことである。

したがって、本件行政情報である収支決算書には、このように各分館における運営方針や経理等の情報が記録されており、分館の運営委託に係る事業活動と町内会や自治会としての事業活動の記載が混在している。

こうした地域ごとに工夫して収入を得ている実態や事業実施に伴う支出状況の分かる情報には、その団体固有の事情に即して円滑な運営を図るためのいわ

ゆる運営ノウハウともいえる部分があることは容易に推測できるところであり、これらを公開することにより、将来にわたり関係者の協力を得にくくなるおそれが生じることが考えられる。

そうしてみると、当該行政情報には、団体としての「運営方針や経理等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、資金調達等事業を営むための活動に支障を来すおそれが生じる等の事業活動が損なわれると認めるに足りる合理的な理由があるもの」が含まれているものと判断される。

ところで、条例第9条第3号に規定する非公開情報は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認めるに足りる合理的な理由があるもの」であることが規定されている。

本件行政情報のうち、この条例第9条第3号に規定する非公開情報に該当する行政情報については、本件行政情報の提供を受けた高知市が行政情報公開条例を有する以上、条例に規定する非公開の事項を公にしないことは自明のこととして当然の前提というべきである。したがって、本件行政情報のうち当該非公開情報に係る部分は、「特に公にしないことを条件として明示はしていないが、公にしないことが条件であることは客観的に明白である場合」に該当することから、条例第9条第8号に規定する「法人等の承諾を得ないで公開することにより、当該…法人等との信頼関係を著しく損なうに足りる合理的理由があるもの」ということができる。

以上のことから、第9条第3号に該当する非公開情報については、条例第9条第8号にいう「信頼関係に基づく非公開情報」であるということができる。

したがって、弘岡下他7分館に係る収支決算書について別表に掲げる部分以外の部分は条例第9条第3号に該当すると認められ、同条第8号に該当するとして非公開としたことは妥当である。

ただし、別表に掲げる部分については、既に明らかとなっている情報や決算報告書において通常記載される情報であり、これを公開することにより、当該団体の正当な利益を害すると認めるに足りる合理的な理由があるものとは認められず、条例第9条第3号に該当しないため、公開すべきである。

(イ) 条例第9条第2号に該当する部分について、同条第8号に該当するとして非公開とすることについて

収支決算書のうち、会計監査人の氏名及び当該個人に係る個人印の印影については、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名により特定の個人を識別することができるものである。

ところで、条例第9条第2号に規定する非公開情報は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができ



るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」であることが規定されている。

本件行政情報のうち、この条例第9条第2号に規定する非公開情報に該当する行政情報については、本件行政情報の提供を受けた高知市が行政情報公開条例を有する以上、条例に規定する非公開の事項を公にしないことは自明のこととして当然の前提というべきである。したがって、本件行政情報のうち当該非公開情報に係る部分は、「特に公にしないことを条件として明示はしていないが、公にしないことが条件であることは客観的に明白である場合」に該当することから、条例第9条第8号に規定する「法人等の承諾を得ないで公開することにより、当該…法人等との信頼関係を著しく損なうに足りる合理的理由があるもの」ということができる。

以上のことから、第9条第2号に該当する非公開情報については、条例第9条第8号にいう「信頼関係に基づく非公開情報」であるということができる。

したがって、弘岡下他7分館に係る収支決算書について、会計監査人の氏名及び当該個人に係る個人印の印影は条例第9条第2号に該当し、同条第8号に該当するとして非公開としたことは妥当である。

### 3 弘岡上他6分館に係る本件行政情報の不存在について

審査請求人は、審査請求人が春野公民館を訪れた際の市の担当職員の行動から、少なくとも弘岡上分館の運営委員会の収支決算書は存在するはずであると主張している。

しかしながら、処分庁によれば、前述したように、市の担当職員が口頭で参考までに提出の協力を求めたものであり、処分庁において決裁行為を経て提出を依頼したのではなく、そのため未提出の分館運営委員会に対して催促も全く行っておらず、それ以前にも収支決算書の報告を求めたことはないとのことである。

収支決算書の提出を求めたのは平成28年1月の依頼が初めてであり、しかも処分庁が正式に要請したのではなく、催促もしなかったというのであることから、未提出の分館運営委員会があったとしても疑問はない。

また、委託業務の履行状況の確認に際しても、委託料に係る収支決算書の提出を求めているとのことであるから、この点からも弘岡上他6分館に係る収支決算書の提出を受けていないことについても疑問はない。

したがって、弘岡上他6分館に係る本件行政情報について、未提出のため取得しておらず不存在を理由とした条例第7条第1項に基づく処分庁の非公開決定についても、不合理であるとは認められない。

## 第7 結論

以上のとおり、当審査会は、本件非公開決定について、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断したので、答申する。

## 別表

分館名	公開すべき部分
弘岡下分館	標題, 各表の上にある記述 (収入及び支出の文字), 単位, 「報告書の作成又は報告の年月日」中の月日以外の部分, 各表1行目の欄名の全て, 収入の表3行目中の項目名, 予算額及び実行額, 同表9行目中の項目名, 支出の表8行目中の項目名, 支出の表下1行目中の金額以外の部分, 同表下4行目中の「監査報告書の作成又は報告の年月日」の月日以外の部分, 同表下5行目及び6行目の全て並びに同表下7行目中の個人の氏名及び個人印の印影以外の部分
新川分館	標題, 「報告書の作成又は報告の年月日」中の月日以外の部分, 単位, 表1行目及び2行目中の欄名の全て, 同表3行目, 4行目及び15行目中の左5文字並びに同表14行目, 19行目及び20行目中の項目名
森山分館	標題, 「報告の対象期間」中の月日以外の部分, 各表の上にある記述 (収入の部及び支出の部の表示), 単位, 各表1行目中の欄名の全て, 収入の部の表9行目及び支出の部の表10行目中の項目名並びに同表下中の金額以外の部分
西分分館	標題, 各表の上にある記述 (収入の部及び支出の部の表示), 「報告の対象期間」中の月日以外の部分, 各表1行目中の欄名の全て, 収入の部の表2行目中の収入科目名及び金額, 同表7行目中の項目名並びに支出の部の表10行目中の項目名
芳原分館	標題, 「報告の対象期間」中の月日以外の部分, 表1行目及び2行目中の欄名の全て, 同表20行目及び21行目の項目名並びに表下1行目の全て, 同表下2行目中の個人の氏名以外の部分, 同表下3行目中の「監査報告書の作成又は報告の年月日」の月日以外の部分, 同表下4行目の全て及び同表下5行目中の個人の氏名及び個人印の印影以外の部分
内ノ谷分館	標題, 各表の上にある記述 (収入の部及び支出の部の表示), 各表1行目中の欄名の全て, 収入の部の表2行目中の科目名, 予算額, 実績及び内訳の内容, 同表6行目中の項目名, 支出の部の表16行目中の項目名並びに同表下の金額及び差引額に関する記述以外の部分
平和分館	標題, 各表の上にある記述 (収入の部, 支出の部及び決算の部の表示), 収入の部及び支出の部の表1行目中の欄名の全て, 収入の部の表2行目中の項目名及び金額, 同表4行目中の項目名, 支出の部の表14行目中の項目名, 決算の部の表中の金額以外の部分, 表下1行目の全て並びに同表下2行目中の個人の氏名及び個人印の印影以外の部分
西畑分館	標題, 表1行目中の欄名の全て, 同表2行目中の年, 同表4行目中の月日, 摘要欄の内容及び収入欄の金額, 同表34行目中の摘要欄の内容, 表下1行目の全て, 同表下2行目及び3行目中の金額以外の部分,

	同表下4行目中の金額及び差引残高に関する記述以外の部分、同表下5行目の全て、同表下6行目中の「会計記録の作成又は認定の年月日」の月日以外の部分並びに同表下7行目中の個人の氏名及び個人印の印影以外の部分
--	--

## 第8 当審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、次のとおり。

年 月 日	処 理 内 容
平成29年12月22日	審査庁から諮問を受理した。
平成30年4月24日	事務局から諮問内容の説明を受けた。 諮問の審議を行った。(第223回審査会)
平成30年5月1日	処分庁(高知市長)から行政情報を受理した。
平成30年5月14日	審査請求人から口頭意見陳述申立書及び補佐人帯同許可申請書を受理した。
平成30年6月5日	処分庁からの意見聴取を行った。(第224回審査会)
平成30年7月6日	審査請求人からの意見聴取を行った。(第225回審査会)
平成30年8月24日	諮問の審議を行った。(第226回審査会)
平成30年10月16日	諮問の審議を行った。(第227回審査会)
平成30年12月13日	諮問の審議を行った。(第228回審査会)
平成31年1月24日	諮問の審議を行った。(第229回審査会)
平成31年2月21日	諮問の審議を行った。(第230回審査会)
令和元年8月9日	答申を行った。